

## 議案第9号関連資料

### 明石市重度障害者医療費の助成に関する条例等の一部改正について

#### 1 改正の目的

兵庫県の補助事業として本市で実施している重度障害者医療費助成等の福祉医療制度について、兵庫県の福祉医療費助成事業実施要綱等の改正に伴い、福祉医療制度と国公費負担医療制度（指定難病、小児慢性特定疾病医療、自立支援医療等）の併用を可能にするため、条例の一部を改正しようとするものです。

#### 2 改正する条例

- ①明石市重度障害者医療費の助成に関する条例
- ②明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例
- ③明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例

#### 3 改正の概要

##### (1) 福祉医療制度と国公費負担医療制度の併用

国公費負担医療制度適用後になお一部負担金がある場合に、その一部負担金に対して福祉医療制度を適用することで、医療費に対する負担が福祉医療制度の自己負担額まで軽減されます。本改正に伴い、重度障害者医療費助成及び高齢重度障害者医療費助成において助成対象外とされている精神疾患にかかる医療費についても、国公費負担医療制度である自立支援医療（精神通院医療）の適用後に福祉医療制度の助成を受けることが可能となります。

なお、こども医療費助成に関しては、市独自で従前から国公費負担医療制度との併用を行っていますが、県制度の変更に伴い現物給付が可能となり償還払いが不要となることで利便性が高まります。

**【例】** 公費負担（指定難病）：本人負担（一般所得Ⅰ／自己負担額 月1万円まで）

福祉医療（重度障害者）：本人負担（1日600円・月2回1,200円まで）

総医療費：外来受診で1か月に10万円

**改正前** 併用不可（公費負担のみ適用）

医療保険給付 7万円	公費負担 2万円		本人負担 1万円
---------------	-------------	--	----------

**改正後** 併用可（公費負担適用後に福祉医療適用）

医療保険給付 7万円	公費負担 2万円	福祉医療	福祉医療助成 8,800円
			本人負担 1,200円

**(2) その他所要の整備**

福祉医療制度における認定又は自己負担額決定の基準の1つとなる収入金額については、県が自立支援医療等の国の制度を準用して要綱で定める金額と同額を条例で規定しています。当該基準は障害基礎年金2級・老齢基礎年金の支給額に合わせて改正が行われているものであり、市においては県の要綱に合わせて改正する規定であることから、今回の条例改正に併せて規則で定めるものとします。

**4 予算影響額及び対象者数（見込）**

福祉医療の種類	2026年度（令和8年度）当初予算案		対象者数 （見込）
	歳出(扶助費)	歳入(県補助金)	
重度障害者	50,000 千円	10,125 千円	1,600 人
高齢重度障害者	23,000 千円	7,000 千円	1,000 人
母子家庭等	1,000 千円	400 千円	30 人
子ども	影響なし	1,000 千円	200 人
合計	74,000 千円	18,525 千円	2,830 人

※予算案の金額は7月～翌年3月の9か月分で算定。

**5 施行期日**

2026年(令和8年)7月1日

**6 参考**

【各福祉医療制度の県制度変更に伴う条例改正の必要性及び予算への影響】

福祉医療の種類	対象者	自己負担額(外来)	条例改正	予算影響
重度障害者	身体障害者手帳1・2・3級 療育手帳A・B1判定 精神障害者保健福祉手帳 1・2級	(一般) 600円※ (低所得) 400円※	<b>必要</b>	<b>有</b>
高齢重度障害者	上記のいずれかの障害者手帳を所持している後期高齢者医療被保険者		不要 (要綱にて規定)	<b>有</b>
子ども (乳幼児等・子ども)	18歳到達後の最初の3月31日までの子ども	負担なし	不要 (従前より併用可)	<b>有</b>
母子家庭等	父母が離婚や死別等をした子ども及び母等 (子どもは18歳到達後の最初の3月31日を経過し高等学校等に在学中の場合)	(一般) 母等 800円※ 子ども 600円※ (低所得) 母等・子ども 400円※	<b>必要</b>	<b>有</b>
高齢期移行者	65歳以上69歳で市民税非課税世帯に属し、一定の要件を満たす人(後期高齢者医療被保険者を除く)	2割 限度額有り (月額8,000円又は12,000円)	<b>必要</b>	無

※自己負担額(外来)の上限額については、医療機関等ごとに月2回まで。